

越谷市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安定的かつ継続的な保育の提供体制を確保するため、埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業を実施する社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）に対し、予算の範囲内において越谷市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「埼玉県保育士就職準備金貸付事業実施要綱」の別添1「埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱」（以下「県要綱」という。）に基づき埼玉県社協が実施する貸付事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等を市内に設置する事業者に対して実施する補助対象事業に要する貸付資金とする。

2 補助金の額は、新卒保育士1人当たりの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとする。

3 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書

(2) 所要額調書

(交付決定通知)

第5条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業変更の申請等)

第6条 埼玉県社協は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、越谷市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更等承認申請書（第3号様式）に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金変更等承認決定通知書（第4号様式）により埼玉県社協に通知するものとする。

(報告書の様式等)

第7条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第5号様式のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業決算書

(2) 精算額調書

3 第1項の報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第 8 条 規則第 1 6 条第 1 項の規定による補助金の額の確定通知は、第 6 号様式により行うものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 埼玉県社協は、県要綱第 1 1 の規定による資金の返還を受けたときは、当該返還を受けた日の属する年度の 3 月 3 1 日までに、越谷市新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金返還金に係る報告書（第 7 号様式）に貸付対象者返還金発生状況報告書を添えて提出するとともに、その金額を速やかに市に返還しなければならない。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。